

こ保運第 172 号
令和 5 年 5 月 9 日

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課担当課長

遊具の安全管理等について（依頼）

日頃より、横浜市の保育・教育行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

令和 5 年 5 月 2 日、埼玉県久喜市の認可保育所において、園庭の大型遊具のロープが児童の首に巻き付く事故が発生しました。児童は、意識不明の重体と報道されています。

各施設におかれましては、日頃から児童の安全確保には、十分な注意を払っていただいているところですが、今回の事故を踏まえて、以下の事項につきまして再確認をお願いいたします。

【再確認を依頼する事項】

1 遊具の安全点検等

- (1) 遊具の使用方法や配置場所の環境などを把握し、事故につながる危険性を予見する観点をもって安全点検を行ってください。
- (2) 変状及び異常が発見された場合は、遊具の使用中止のほか、適切な措置を行ってください。
…園庭などの場合：施設として修繕や撤去などを行ってください。
…横浜市が管理する公園などの場合：可能な範囲で土木事務所などの管理者へ通報の協力をお願いします。
- (3) 遊具は、安全基準を満たしたものを設置し、施設で加工して使用することなどのないようご注意ください。
- (4) 公園等で遊具を使用する際には、対象年齢を確認し、児童の年齢に合った遊具を使用してください。
- (5) 子どもの服装については、事故につながりかねない服装ではないことを確認し、危険性について保護者へ周知してください。

2 児童の安全確認

施設内の遊具や危険が想定される器具等の置き場や置き方等の安全確認を改めて行ってください。

また、保育中は、職員同士が常に声を掛け合い、子どもの動きを把握し、死角をつくらないように確認してください。

3 事故防止・事故対応マニュアルの再確認

各施設における、事故防止マニュアルの点検や具体的な手順書の確認を行ってください。

4 職員間での共有

確認したマニュアルや手順書は、職員会議などにより、全職員への周知を図ってください。

担当 保育・教育運営課 運営・指導係
村田、田崎、木幡
電話 045-671-3564

<添付資料>

(抜粋) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版)

平成26年6月 国土交通省

<参考>

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf